

令和 2 年 7 月 3 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13603

研究課題名（和文）租税法における公益と公共の福祉論の理論的研究

研究課題名（英文）A Historical Study on the Theory of Public Benefit and Public Good in Tax Law

研究代表者

田中 啓之（TANAKA, Hiroyuki）

北海道大学・公共政策学連携研究部・准教授

研究者番号：60580397

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日独の租税実定法において団体に対する租税優遇の根拠とされる「公益」及びその理論的な規整原理として援用される「公共の福祉」という異なる系譜に連なる両概念が、その母国ドイツの現在有力な見解において、公共の福祉の実現に資する限りで公益を理由とする租税優遇が正当化されるといふかたちで結びつくに至る理論史的な過程とその前提を解明するための基礎的な作業を試みたものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、公益法人という公法学および私法学の接点を軸として、公法人とも営利法人とも区別される私法人（＝公益法人）の担う重層的な任務とその国法上の位置づけを解明する前提作業として、国家目的・公共の福祉・任務という諸概念の連関とそこで鍵をなす任務概念の諸相と変容の過程に着目して、その理論史的な意義の再評価を試みた。これにより、公益法人に関する現行法制度をより合理的に理解する為の礎石が築けたと考える。

研究成果の概要（英文）：This study has tried to build a fundamental basis to elucidate the process of German and Japanese legal history, in which the originally different concepts of public benefit (Gemeinwohl) and public good (Gemeinnuetzigkeit) has converged in a present influential theory, that the latter is only legitimate when the former is realized, in order to rationalize and/or develop a structural interpretation of public good law system.

研究分野：租税法

キーワード：租税法 公益法人 財団 公共の福祉

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

#### 1. 研究開始当初の背景

報告者は研究開始当初、公益法人課税について、日本の学会では20年以上ぶりの企画となる『租税法講座』の寄稿論文として、日本の実定法および学説の状況の総括を依頼されており、それと前後して、ドイツにおける最新の理論動向・立法動向についても簡単な紹介を行っていた。また、若手研究B(課題番号:26780007)「共同企業形態の比較史的動態と所得課税」(平成26~28年度)研究代表者として、所得課税の体系における法人課税の位置づけについて、その限界を画する共同事業者課税の再検証を通じて考察を重ねており、その一環として、ドイツ学術交流協会(DAAD)による研究助成も得て、ボン大学租税法研究所において在外研究に従事していた。

本研究は、以上の成果および環境を背景として、従来から一貫した目標である法人課税の根本的な意義を解明するため、法人課税の体系においてその例外をなす公益法人の位置づけについて、報告者がこれまで積み残してきた、公法学における公共の福祉論の位相、及びドイツ民法典第二草案を介して日本の法人法へと継受された法人格と公益性の結合関係、というふたつの前提的な課題の解決を含む形で、理論史的方法により接近を試みようとしたものである。

#### 2. 研究の目的

本研究は、日独の租税実定法において団体に対する租税優遇の根拠とされる公益(Gemein-nützigkeit)という概念と、その理論的な規整原理として援用される公共の福祉(Gemeinwohl)という概念の関係について、本来異なる系譜に連なる両概念がその母法であるドイツにおいて結びつくに至る理論史的な過程とその前提を解明することで、団体法の継受期における偶然からドイツとは一時的にのみ異なる法状況を経由した日本法の現在に対し基盤的な視座をもたらすとともに、伝統的な私法学および公法学のひとつの接点である公益団体の理論的な再定位を通じて、狭義の租税法にとどまらない一般法学上の貢献を果たすことを目的としたものである。

#### 3. 研究の方法

本研究は、租税法における公益と公共の福祉論の関係について理論史的方法による接近を試みたものである。具体的には、以下3つの段階的な方法を用いた。

(1) ドイツにおける公共の福祉論について、国家目的・公共の福祉・任務という諸概念の連関とそこで鍵をなす任務概念の諸相と変容の過程に着目することで、その理論史的な意義の解明を試みた。中でも専属的・競合的任務というGeorg Jellinekに由来する二元的構成とこれに多元的任務を加えた三元的構成の偏差について、Josef Isenseeの主要な著作における資料批判的分析を試みた。

(2) 19世紀ドイツにおいて公益という概念が法人格付与の前提条件とされていた理由について、一般法秩序における法人の位置づけと照合させる形で、当時の代表的な学説における理解の再検証を試みた。

(3) 以上の作業を踏まえて、現在租税優遇とのみ結び付けられている公益という概念を公共の福祉というそれと本来異なる系譜に属する概念により正当化する公法上の意義と前提について一定の考察を試みた。特に任務法と歳入法の切断を特色とする現代の議会制民主主義(H. Kube, Finanzgewalt in der Kompetenzordnung, Habil. Heidelberg, 2004)との連関で、公益性を理由とした租税優遇に係る規律密度が相対的に不十分である理由について、公益という概念それ自体の公法学上の特別な地位に求めるほことで、その解決を試みた。

#### 4. 研究成果

本研究期間のうち、平成29年度は、ボン大学での在外研究に従事しており、帰国後平成30年度は、ヨーゼフ・イーゼンゼー教授の編訳書『国家・公共の福祉・基本権』(弘文堂)の刊行に向けて、札幌で3泊4日、神戸で2泊3日の研究会合を行い、訳稿の刷合せ及び解説の執筆方針についても検討を重ねた。当初はドイツにおける公共の福祉論については報告者が分担し、日本における公共の福祉論については他者が担当する予定であったが、諸般の事情により後者は省略し、前者についてのみ報告者が単独で執筆作業に従事した。各訳稿は平成30年12月までに揃い、解説も翌年2月中に提出を終え、同書は令和元年9月中に刊行された。

また、この間、平成30年6月には、東京大学租税法研究会で「公益団体と政治活動」と題する報告を行っており、ドイツ財団法についても当初の予定どおり研究を進めている。前者では、公益の形成主体である「政治団体」とその実現主体である「公益団体」という基本認識が、両者をめぐる租税法における一見類似した制度の理解に及ぼす意義について考究した。これに対し、後者については、その前提となる研究成果として、特に「財団と課税」金子宏・中里実編『租税法と民法』(有斐閣、2018年11月)を公表し、中里実ほか編『信託課税研究の道標』(有斐閣)で好意的な反応を得た。ただし、本研究による本格的な比較法史的成果の公表それ自体は、特に平成31年度において本研究と直接関係がない国内外の執筆依頼及び社会活動の依頼が数多くあったため、本期間中に果たすことが叶わなかった。今後の課題として、然るべき時期における公表を目指したい。

なお、その他小稿として、「特定非営利活動法人における収益事業該当性」ジュリスト 1519 号 (2018 年 5 月)、「収益事業と損失」税研 205 号 (2019 年 5 月) などがある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 田中啓之	4. 巻 205
2. 論文標題 収益事業と損失	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 税研	6. 最初と最後の頁 23-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中啓之	4. 巻 1519
2. 論文標題 特定非営利活動法人における収益事業該当性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 126-129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 田中啓之・西村裕一・藤川直樹	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 216
3. 書名 国家・公共の福祉・基本権	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----